



© Studio Ghibli

4.5.1 現在

世帯数 62,662(213増) 男 61,287(88増)

人口 124,727(188増) 女 63,440(100増)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比



ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

イベント等の最新情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

新型コロナウイルスワクチン4回目接種について

4月28日に厚生労働省から、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を5月下旬から開始するなどの方針等が示されました。

接種対象者

3回目接種を終了した日から5か月以上経過した方で、次のいずれかに該当する方

▷接種日時点で60歳以上の方

▷接種日時点で18～59歳の基礎疾患を有する方、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた方※対象となる基礎疾患等は詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします

接種券について

▷接種日時点で60歳以上の方＝3回目接種を終了した日から5か月以上経過した方へ順次接種券を送付予定。初回発送は、5月25日ころを予定しています

▷接種日時点で18～59歳の基礎疾患を有する方など＝4回目接種を希望する方は、接種券の送付を申請する必要があります。申請方法などは詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします※接種を検討されている方は、接種券の送付申請前に、かかりつけ医によく相談してください。また、接種前の予診の際に、医師が予診票の質問事項を見て、基礎疾患を有していることなどを確認します

接種開始時期

5月下旬(予定) ※国における関係政省令等の改正後からの開始となります

使用するワクチン

▷ファイザー社製(3回目の接種量と同量)

▷武田/モデルナ社製(3回目の接種量と同量)

☎新型コロナウイルス感染症対策小金井市コールセンター
(☎042-316-7666、聴覚に障がいがある方など＝FAX042-316-7667) ※土曜・日曜・祝日を含む午前9時～午後5時

種類	区分	用途		限度額	併用申込	償還期間	借入利率
		運転	設備				
運転資金		○	-	600万円	各限度額および償還期間内で総額800万円	5年以内	0.8% (変動)
運転資金(借換)		○	-			5年以内	
設備資金		-	○	800万円	設備資金と併用申し込み可	7年以内	
設備資金(借換)		-	○			7年以内	
特別設備資金		-	○	200万円	設備資金と併用申し込み可	7年以内	
▷福祉のまちづくりに準じて、利用者が安全で快適に利用できるための、店舗出入口の段差解消や自動扉の設置等の施設整備に必要な資金 ▷地球温暖化対策や公害防止対策等の快適環境実現のために、営業用低公害車両の購入や工場設備改善等に必要な資金							
開業資金		○	○	500万円		5年以内	0.5% (変動)
▷市内で開業を予定または市内で開業1年未満の事業者への資金							
商店街等振興資金		○	○	800万円		運転5年以内 設備7年以内	なし
▷市内の法人組織の商店会のイベント開催や共同施設設置等の資金							
経営安定化緊急資金 (令和5年3月31日まで受け付け)		○	-	300万円	運転資金、設備資金、各借換資金、特別設備資金との併用申し込み可	3年以内	
▷最近3か月または1年間の売上が、前年同期と比較して3%以上減少している方を対象 ▷取引先の相手方企業の破産、更正手続開始申し立てなどにより、その相手方企業に対して売掛金等回収困難な債権を有している方を対象(連鎖倒産防止対策)							
新型コロナウイルス感染症対策緊急資金 (令和4年6月1日まで受け付け)		○	-	300万円	運転資金、設備資金、各借換資金、特別設備資金との併用申し込み可	3年以内	
▷新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上が、前年同期または令和元(平成31)年同期と比較して3%以上減少している方を対象 ▷新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上高およびその後2か月の売上高見込みを併せた3か月の売上が前年同期または平成31年1月～令和2年2月の間の同期と比較して3%以上減少している方を対象							

※平成30年度より、法人による開業資金以外の資金申し込みにおける代表者住所を不問としています
※償還期間には据置期間6か月以内を含みます。運転資金(借換)および設備資金(借換)を除く

市では、地元商工業の活性化支援のために、商工業者(法人・個人)が必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう、市と契約した金融機関へ融資のあ

つせんを行っています。融資が決定した場合は、利息の一部を市が負担し、保証機関への信用保証料(当該融資相当分)の最大2分の1を補助します。申

し込みは、随時受け付けています。詳しくはお問い合わせください。
☎経済課産業振興係(☎042-383-9831)

小金井事業資金融資あっせん制度 —がんばる中小商工業者を応援します